

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和5年3月23日（木）16時00分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・ 職員の懲戒処分について

質疑事項

- ・ 職員の懲戒処分について
- ・ 公文書の取り扱いについて
- ・ 入学志願に係る京都府相楽東部広域連合教育委員会との覚書の改定について
- ・ 3年間の任期を振り返って

発表項目

○ 職員の懲戒処分について

本日職員の処分を行いました。学校教育への信頼を損ないましたことにつきまして県教育委員会を代表してお詫び申し上げます。事案の概要ですけれども、1点目が、桑員地区の県立高等学校の教諭男性61歳です。処分内容は、戒告です。概要ですけれども、当該教諭は第1学年を担当していきまして、日頃から生徒全員に教室内を整理整頓するよう指導してきたところですが、男子生徒3名が、プリント類とかノートなどを机の周りに散乱させ、再三注意してきたところですが、改善が見られないという状況でした。そうした中で2月14日の掃除の前に、この3名を指導したにもかかわらず、掃除の後も散らかったままであったことから、教諭は3名のプリント類をゴミ袋に入れて、それを持って教室を出ました。プリントを返してもらおうとベランダまで後をついてきた3名を指導する際に、教諭は腹を立てて、1名の生徒には2回、残り2名の生徒には1回ずつ、手のひらで頬を叩いたというものです。うち1名の生徒は、元から治療のために、耳に入れていたチューブがずれたことによりまして、鼓膜を損傷いたしました。この事案につきましては、この2月14日の夕刻に判明した経緯ですけれども、1年生の別の生徒の保護者の方から、学校に電話があつて、教諭が体罰を行っている動画がSNSに投稿されていることが電話で判明したものであります。

それから2点目ですけれども、県立特別支援学校の学校労務員男性60代です。内容は文書訓告です。概要ですけれども、児童生徒が登下校で利用するスクールバスですけれども、スクールバスに添乗して介助することを主な業務としている職員です。令和5年の2月8日に、学校内に駐車していたスクールバスの中で、下校のため、児童生徒の乗車指導を行っていたところ、座席にて高等部の1年生男子生徒1名が大声で話して落ち着かない状況で

した。繰り返し口頭で注意しても静かにならなかったことから、生徒の座席の横に立ち、再度注意しながら、持っていたプラスチック製バインダーの背表紙で頭頂部を1回叩いたというものです。このことについて、判明の経緯ですけれども、事案があったのは2月8日で、2月10日に当該校で実施した体罰いじめに関するアンケートで、同じバス内で体罰を見たという回答が生徒さんからあって、判明したというものであります。

今後の対応ですけれども、この事案について、すべての教職員に内容を周知いたしますとともに、3月31日に県立学校長会議を開催いたしますので、改めてこれを取りあげた上で各学校の職員会議で服務規律の確保を徹底してまいります。今回の事案は、職員が生徒の特性を十分に理解しないまま指導を行うことや、学校でこうした情報を十分に共有せずに、職員が1人で指導を抱え込む中で、こうした体罰が発生したところです。来年度の年度当初から、各学校で生徒の情報や、その対応について、職員間で丁寧に共有する機会を設けて、学校全体で適切な指導を行うことができるよう、改善を図って体罰の根絶に取り組んでまいります。小中学校におきましても市町教育委員会を通じて、今回の事案、県立学校における取組を周知し、体罰の根絶につながるよう取り組んでまいります。

発表項目に関する質疑

○ 職員の懲戒処分について

(質) 今回で懲戒処分は今年度何件になるのでしょうか。

(答) 今日も含めて、懲戒処分は9件です。

(質) これは、例えば昨年とかその前と比べて人数は。

(答 教職員課) 令和3年度は7件、令和2年度8件となります。

(質) 過去5年とか10年とかで見ると最多とかというのがありますか。

(答 教職員課) 平成30年度に14件というのがあります。

(質) それに次いで多いということですか。

(答 教職員課) そうです。

(質) 今回、懲戒処分と文書訓告と同じ体罰でも処分の内容が違うというのは、結果の程度、怪我を負っているという違いですか。

(答) そうです。体罰を行った内容それから、その結果の程度をふまえて、判断をさせていただいて、こういう処分をいたしました。

(質) 結果の程度というのは、怪我を負っている子がいるということか。例えばその人数とかでも変わりますか。

(答) そうです。人数も含めて総合的に考えて戒告という処分をいたしました。

(質) 今回、懲戒処分が今年度9件に上ったということで、改めて教育長としての受け止めをお聞きしたいのですが。

(答) 不祥事については、こういう服務規律の違反については、本当に根絶をめざしてずっと取り組んできたところです。令和3年度にも、そのために教育委員会事務局でコンプ

ライアンス推進委員会を設けて、どうしたらより具体的な対策につながるかということも議論して、ハンドブックを作ったりして周知しました。加えて県立学校においては、学校信頼向上委員会というのをすべての学校に設けて、それぞれの学校の特性というか、児童生徒の状況、学校を取り巻く状況とかをふまえて、自分たちなりに、校長がリーダーシップを発揮して、具体の取組をしようとしてきたところです。今年度、合わせて9件の懲戒処分をするに至って、本当にそうした、特に今回の体罰であったりということで、対象になった生徒さんに対して、大変申し訳ないと思いますし、本当に改めて、この服務規律確保の徹底、とりわけこうした体罰であるとか、わいせつ事案であるとか、盗撮であるとかということもなくして、信頼される教員であり続けて欲しいと思いますし、そのためにすべての教員が、教職をめざした時や、教員免許を取得した時にしっかり志を持ってやっていたと思いますので、改めてそこに立ち返って、しっかりそれぞれの学校で指導に当たって欲しいと思います。多くの教員がしっかり取り組んでもらっていると思いますので、そういうこともふまえると本当に残念な状況でありますけれども、県教育委員会としてしっかり信頼確保に向けて取り組んでいく所存です。

(質) この3人の生徒を指導していて、1人の生徒は2回手の平で頬を叩いて、残りの生徒は1回ずつということで、うち1人の生徒は治療のために耳に入れていたチューブで鼓膜を損傷したということですが、これは2回叩かれた生徒なのか、1回の方だったのか、どちらですか。

(答) 鼓膜を損傷したのは1回の方です。

(質) 怪我の程度としてはどれぐらいなのでしょう。

(答) 全治2週間の診断を受けられたということです。

(質) 例えば、後遺症が残っているとかそういう話は特にないのか。

(答 教職員課) ないです。

(質) 別の保護者から電話があって発覚ということで、SNSに動画が上がっていたということなのですが、それで騒ぎになって炎上したりということはあったのでしょうか。

(答 教職員課) 特にありません。SNSもグループの中のものと伺っております。

(質) 1件目のこの3人は1年生なのか。

(答) 1年生です。

(質) 治療のためというのは何か持病があって、その治療のためにチューブを入れていらっしやっつと。

(答 教職員課) 治療のために入れていたところです。

(質) 持病の治療のために。

(答 教職員課) そうです。

(質) これ鼓膜が破れたということですか。

(答 教職員課) 破れたと聞いています。

- (質) この先生は聞き取りに対して、何とおっしゃっているのでしょうか。
- (答 教職員課) 生徒の心と体を傷つけてしまい、深く反省しています。また、生徒や保護者、学校の先生方など多くの方にご迷惑をかけてしまい、申し訳ありませんでしたと言っています。
- (質) 持病の話で、もともと怪我をしていて治療のためと先ほど伺ったのですが、病気によろしいのですか。もともとの持病の治療でということによろしいのですか。
- (答 教職員課) 怪我といいますか、その時、病気の状態でして、その治療のために。
- (質) もともと持っていたご病気の治療のために耳にチューブを入れていたと。
- (答 教職員課) ずっとの病気ではなくて、その時の病気の治療のために。
- (質) もともとの件がある前に怪我をしていたのではなくて、病気の治療のためにチューブを入れていたということで大丈夫ですか。
- (答) 耳の炎症の。
- (質) その治療のためと。もう1個が、この先生は自分で子どもたちを平手で叩いた後、自分では申告を学校側にしていなかったのでしょうか。
- (答) そうです。していません。
- (質) していなくて、学校側が外からの通報で分かったということですか。
- (答) そうです。
- (質) 何で言わなかったということは何かおっしゃっているのでしょうか。
- (答 教職員課) 保護者の方に、その後、連絡等をして、厳しく指導したということはお伝えしたのですけれども、もうそれで収まったということで、それでいいのかなと思ったということです。
- (質) 保護者には伝えたということですか。学校には報告しないけど、この子たちの親には自分が直接連絡したのもういいと思っていたということですか。
- (答 教職員課) そうです。
- (質) 叩いた際に教諭が腹を立てたとありますけれども、これはどうしてこの際に腹を立てたのかというのはどう説明しているんですか。
- (答 教職員課) 指導をこれまで行ってきた中で、ここまで指導が入らなかったということがなかったと教諭は言っておりまして、それで腹を立てて行為に及んだということです。
- (質) 指導が入らなかったというのはどういう意味ですか。
- (答 教職員課) 生徒の方がなかなか理解してもらえなかったと。具体的に言うと、紙とかそういう資料が散乱していたりして、ずっと指導して片付けなさいと言っていたわけなのですけれども、それがなかなか言うことを聞いてもらえなかったということです。
- (質) 何かこの場面できっかけがあったというわけではないのですね。
- (答 教職員課) そうです。資料を片付けなかったことに対して腹を立ててということと聞

いております。

(質) 今後の対応のところで、職員1人で指導を抱え込む中で体罰が発生していますという文言があるのですけれども、今の腹を立てた話とも関連するかも知れないのですが、これ読んだ感じ、先生方が何かストレスをかなり抱えていらっしゃるのかなという印象を受けたのですけれども、この2人の先生の中で、例えば、十分な教員が確保されていなくて業務が多すぎて止まってしまっていたとか何かそういう話があったうえでこの文言が入っているのか。どういう背景があるのか。

(答) 今おっしゃったようなことではなくて、1年生の担任をしていたわけですが、高校ですので、担任1人が授業を受け持っているわけではなく、教科別の教員がそのクラスを指導している中でも、プリント類とかが片づいてないという状況なので、担任がそうやって指導しているということと、なかなか片付けられないという状況を学年団で共有しながら、立場も変わりながら、連携して指導していくべきで、そうすれば改善もしていたのではないかという意味合いで、こういうふうな1人で指導を抱え込む中で体罰が発生したという状況です。

(質) 本来複数の先生方で見べきところがというようなことか。

(答 教職員課) 今回の事案では、散乱していたのは他の教員も知っていたことですので、できれば他の教員も、もうちょっと関わりを持つ中で指導をしていければ、体罰まで至らなかった可能性があったということです。

(質) 今後の対応のところに、特性を十分に理解しないまま指導を行うと書いてありますがけれど、これは1つ目の事例のことについて言っているのですか。

(答 教職員課) 2つとも関わるのですけれども、2つ目の特別支援学校の生徒さんですと、そういう障がいだとか、個人個人の特性というのがあると思いますので、そういうところと、それから1つ目の事例は片付けが苦手だったという特性というところで捉えていただければと思います。

(質) 3人の生徒が特性、もっと言えば病氣的な意味合いで、片付けられない子だったとか、そういうわけではないのですよね。

(答 教職員課) 病名とか障がい名まではちょっと申し上げられないのですけれども、ただ、1人の方は片付けるのが苦手だったという状況がございます。

(質) 3人の1人ひとりがですか。

(答 教職員課) 3人ともそういうような状況になってしまったと。最初は1人だけだったのですが、3人の席が近くなったときにそういう片付けられない状況が広がったと。

(質) もう少しわかりやすく片付けられない特性というのを説明していただくことはできますか。

(答 教職員課) 片付けが得意な方と苦手な方がいらっしゃると思うのですが、片付けが苦手な生徒だったということです。

(質) 何か診断を受けているとかそういうことじゃないのですよね。

- (答 教職員課) そこら辺までいくと個人情報になりますので、なかなかお話もできないのですが、苦手であったことは確かです。
- (質) その苦手な子と鼓膜を損傷した子は別の子ですか。
- (答 教職員課) 一緒です。
- (質) 一番苦手だった子に対して一番強く叩いてしまったとか、そういった事情はあるのですか。そういったことは関係なく。
- (答 教職員課) 強く叩いたというよりも、治療のためにチューブを入れていたというところで、叩いた時にそれがずれて怪我に至ったということです。
- (質) SNSはグループLINEになるのですか。具体的には。
- (答 教職員課) Instagramと聞いています。
- (質) もうちょっと具体的に言うと、非公開ではあったのですよね。
- (答 教職員課) そうです。
- (質) 例えば投稿なのか、いろいろあるじゃないですか。
- (答 教職員課) ちょっとそこまでは確認できていないです。
- (質) ただ表には出てないものということなのですよね。
- (答 教職員課) はい。
- (質) グループ内で。
- (答 教職員課) そうです。
- (質) それはどうして上げたか分かっているのですか。誰がどういう理由で。
- (答 教職員課) そこまでは確認できていません。全く第三者の方から出ていますので。
- (質) この3人の生徒ではない人が上げている。
- (答 教職員課) そうです。
- (質) 撮影したのもこの3人ではない。
- (答 教職員課) 撮影した者は全く把握できていません。
- (質) 把握できていない。
- (答 教職員課) はい。
- (質) 3人を叩いてしまう時なのですけど、ベランダまで連れて行って、指導をして一応話をして諭したなかで口答えをされたとか、そういう流れなのでしょうか。だから殴ってしまったということなのか。
- (答) そうです。ベランダというのは普通通らないところなのですが、ついてきているというのが分かっていたので、みんなのいる前で指導するのではなくて、みんなに分からない、それほど目につかないところで、もし指導が必要やったら指導しようという思いだったのですけれども、ただその際に、掃除の前に片付けるように指導したけれどもやっぱり片付けなかった、あるいは日頃からの指導も十分に対応していなかったということで、この教諭自身が自分の感情の高ぶりというのを抑えきれずに叩いたというふうな状況です。

(質) 初めは口でこの時も一応言ってみてはいる。

(答 教職員課) はい。

(質) でも口答えなのか、響いていないのかわからないけど、どうも全然指導が浸透してないというか、伝わってないという意味でカッときちゃったということ。

(答 教職員課) はい。

(質) ちなみにこの2人の教諭の方は、今現在も同じ学校に所属して勤務されているのですか。

(答) そうです。ただ桑員地区の県立高校の教諭は、直接の生徒の指導というのは行っておりません。

(質) 担任は外れているということですか。

(答 教職員課) 担任は外れているといたしますか、指導からは外れている。授業とか担任の指導からは外れているということです。

(質) 今日の処分を受けて、例えば依願退職とかそういうことはまだなっていないですか。

(答 教職員課) 再任用の教諭ですので、年齢を見ていただいたら分かりますように、もう来年度はしないということを言っています。

(質) 今年度末で普通に退職ということですね。

その他の項目に関する質疑

○ 公文書の取り扱いについて

(質) 懲戒処分、体罰の関係があったので関連してなのですけど、昨日記者クラブの方に投げ込みがありまして、体罰に関する文書ファイルの廃棄の件で、というのは把握されていますでしょうか。

(答 教職員課) はい。

(質) 私もまだしっかり読み込めてはいないのでですけど、廃棄すべきでない公文書を廃棄の方にかけていって、廃棄すべきでないと審査会から判断があったという話だと思いのですけど、知事からも廃棄しないようにという通知があったかと思うのですが、これ今どういう状態になっているかというのと、そもそも廃棄すべきでないと言われるような書類を廃棄しようとするようになったのかという経緯を教えてください。

(答 教職員課) 保存期間というのが公文書というのはありますので、その保存期間を終了した時に、業務上もし必要であれば延長という行為をしたりするのですが、必要ない場合はそこで廃棄となる。保存期間が終了した後、審査会というのがありまして、その審査会で歴史的公文書だなということで判断されれば、業務上はいらなかった所属ではもう必要ないのですが、歴史的公文書と判断されると、M i e Mu、博物館のところに移管されることとなります。それで今回はその審査会で移管という整理をすべきだという意見で、移管となったということです。

(答) 廃棄すべきでないものが廃棄されたというわけではない。保存期間があつて、保存期間が終了して、そのあと廃棄をするのか、歴史的な公文書として保存するのかというところで、県教育委員会としては、当該簿冊、文書については、保存期間が満了しましたので、手続きに則って廃棄すべきということです。その決定が妥当かどうかというのが、審査会の方で審議がなされて、審査会においてはその判断というのはそれでいいということだったのですけれども、一方で、こういう文書は廃棄になるということなので、その目安となる部分であるから、博物館の方で廃棄する文書として保存しておけば分かりやすいのではないかとということで、審査会から話があつたということです。

(答 教職員課) 博物館に移管すべきだという意見となつたということです。

(質) 審査会は歴史公文書にあたらないと判断しているのですか。審査会は歴史的公文書にあたらないけど、移管すべきだと言っているのですか。

(答 教職員課) それは歴史的公文書として。

(質) そうですよ、歴史的公文書になるということです。あたるから博物館に移管しなさいということです。

(答 教職員課) そこで移管すべきだと。

(質) それだから、今回は体罰とか廃棄しない方がいい重大な文書というのは、3年とか5年とか経つても、教育委員会として意図的に、これは廃棄しない方がいいなと廃棄にかけないということもあるのですか。それとも、どんな大きな事案でも期間がきたら全部、廃棄にかけるものなのですか。

(答 教職員課) いろんな選択肢があつて、普通は保存期間が過ぎて、一定の期間が過ぎると廃棄ということが通常なのです。ただ、初めからこれは歴史的公文書と言われている文書だとわかっている場合は、初めから執行部の方で移管という判断をさせていただく場合もあるのですけれども、今回の場合は業務上必要ないということで廃棄とさせていただいたのですが、そこで審査会の方が移管すべきだと。

(答) それは歴史的公文書として移管すべきという。

(答 教職員課) そうです、歴史的公文書として。移管するものが歴史的公文書になるという扱いの規程になりますので。

(答 教職員課) ただ審査会として、意見で出ていたのは、これ自体は重要なものではないのだと。ものすごい大きな重大な事件と、そういうものではないということはわかるのだけれど、これが重要ではないということが一つの目安になるのではないかとということで、こういうのを残しましょうという判断だつたということで、歴史的公文書として移管するという判断をされたということです。それに対して、私どもが移管にするのか、それともそのまま所属で延長するという選択肢もあるわけなのです。その二択がありますので、それはまだ慎重に法務のセクションと相談をさせていただいているところです。

(質) まだ博物館に移管するのか、教育委員会の方に戻すのかというのは決まっていなくて、

今、検討している。

(答 教職員課) そうです。延長する方向で考えていけないかということも検討しているのですが、まだいろんな面で法務と相談させていただいているところです。

(質) 多分、今回投げ込みを入れてこられた方は、教育委員会が業務上必要ないといって廃棄にまわしたことに多分、異を唱えているというか、今日も懲戒処分があったように体罰が根絶していない中で、過去の事案を捨てるのはどういうことかと言っていると思うのですが、教育長にお伺いしたいのですが、体罰とかそういう書類、過去の資料というものを廃棄すべき、所属で保管すべきということについては、どういう風に考えておられますでしょうか。

(答) 今回、私が報告を受けているのは、体罰の場合は平成 25 年度くらいからだと思うのですが、体罰の発生があった時点で、まず最初の報告を県の教育委員会にするような仕組みにしております。その後、懲戒処分であったり文書訓告であったりするにせよ、より聞き取りとか詳細な内容の報告が必要になりますので、そうした文書がまたきます。今回は前者の部分になっておりまして、体罰のあった事案が県立学校でしたら、その後の詳細な報告が来ますので、その部分については 30 年の保存期間としております。今回の部分は前段の部分にあたって、今申し上げた 30 年の部分の、一次報告の内容も当然含まれた詳細な報告が別途保存としてしっかりとありますので、その部分について該当課の方で一次報告の部分を年数に応じて廃棄するということでしたので、それがなくなったことで、その情報がなくなってしまうということではなかったですので、そういう判断をしたところです。一方で今、ご指摘もありますので、その扱いについてどうするのかということも該当課の方で検討しているということです。ですので、全くなくなってしまうということではなくて、詳細な内容は別途保管していることがございます。

○ 入学志願に係る京都府相楽東部広域連合教育委員会との覚書の改定について

(質) 教育委員定例会の報告内容の 2 番のところ、京都府の 2 つの地域から上野高校やあけぼの学園の生徒さんを受け入れる覚書を結んだということなのですが、細かいことはまた担当課に聞きたいと思うのですが、教育長として県境をまたいで生徒さんを受け入れることで、特に伊賀地域の学校教育にどのような影響を期待するか教えてください。

(答) ここ生活圏域を同じくするということです。それで、元から県立高校ですので、三重県内在住の生徒さんのために作っていることが基本としてあるわけですが、こういう生活圏域を同じくするところからということであれば、やっぱり、お互いにより良い影響を受けて、学校としても活性化につながるでしょうし、何よりも卒業した後も同じ地域で生活していくということになりますので、そういう意味でも今回こういうような覚書を改定させていただいたところですので、当該校の活性化であったり、当該校

に通う生徒へのいい面があるかなと思います。一方で、そのことによって県内の生徒さんの影響があってもいけませんので、そこは該当の市教育委員会とも確認しながら今回こういった対応をさせていただいたところです。

(質) 今回、笠置町と南山城村の中学生が来られるようにということなのですが、奈良県の山添村というところも今後対象を広げることがあるのかとか、あるいは、三重の方が先方の地域の学校に行くようなことがあるのかとか、今後の展開というのは何かあるのでしょうか。

(答) 今ちょっと、手元に資料を持ってないところがあるのですが、奈良県との間でも別途協定を結んでいるところがあって、今、ちょっとその範疇はあるのですが、一方でそれで三重県の生徒が奈良の高校に通えるような状況は既にございます。そのへんの状況を見ながら該当市町の教育委員会もどんなふうを考えるのかというのも、もしあればまた聞かせていただきます。

○ 3年間の任期を振り返って

(質) 今日で教育長、定例会見は最後になると思うのですが、これまでの3年間の任期を振り返って印象に残っていることであったり、お願いします。

(答) 私、令和2年4月に就任させていただいて3年ということでした。就任直後から新型コロナウイルス感染症対策を最優先の事項として対応させていただきました。特に、令和2年度の当初は、全国的なことですが学校が全て臨時休業、その後5月半ばくらいから学校をなんとか再開しようということで、三重県は最初、分散登校を開始したり、加えてこれは県立が中心だったのですけれども、生徒さんが持っているスマホとかパソコンも活用させていただいて、オンライン授業もさせていただきました。あと授業の観点でいうと授業時数が足りないので、令和2年度の夏休みは半分くらいにさせていただいて授業をしました。教育活動も三重県高校総体があるのですが、これも中止にして代替大会をさせていただいたり、甲子園につながる予選もなくなって、別途代替大会で三岐大会までさせていただいたところです。修学旅行も延期、場所の変更ということでした。あとは、徐々に生徒の感染が広がりつつあって、感染した生徒へどう対応するのか、加えて濃厚接触者をどうやって扱うのかというところがなかなか難しい状況があって、その当時は日々どうすべきかというのを悩みながら取り組んできたところです。学校の教職員に対しても毎日のようにいろんな要請も指示もお願いもして、学校現場も一生懸命取り組んでもらったと思います。もとより児童生徒がいろんな制約がされる中でも、一生懸命頑張って協力して取り組んでくれたと思っています。保護者のご理解も大きかったと思っています。今またこういう状況で、コロナの2類から5類へということで局面が大きく変わりますので、子どもたちにはコロナでしんどかった部分は大変申し訳ないというところがあるのですが、今後またコロナで培ってきた良い面というか、デジタルで対応できるとか、例えば今、天候が荒れて学校へ来られな

い場合もオンラインで授業できたりとかありますので、そういったところでの活用であつたりとか、運動会とか文化祭とかやはり体験活動とあわせて学校教育だということを改めて認識しましたので、そういった部分を引き続き大切にしてやっていってもらえればと思っています。いずれにしても3年間は教育長として、教育行政に携わらせていただいで、関係していただいたみなさんに感謝をする次第です。

(質) ちなみにその3年間で、コロナに関連してもしなくてもいいのですが、これは成し遂げられた、なんか出来たというのと、逆にちょっと心残りというか、もう少しこれをやりたかったみたいなことがあれば。

(答) 私、教育長になって2点というか、思っていたことがあって、1つは私たちというか私なんか、例えば、学校を卒業したら勉強が終わったのではないかという認識を持っていたのですが、今は若い世代の方の話を時々聞くと、例えば社会に出てから必要な時に必要な勉強をして、インボイス制度というのが今どう対応しようかと、本当に自分で必要に応じて勉強して、学校において基礎基本というのはしっかりやる必要があるのですが、そこに留まるのではなくて、やっぱり自分がなぜ学ぶのか、どうやって学ぶのかということ、そこをしっかりと身に付けて社会に出て、社会で本当に自分らしく豊かに生きていける基礎を身に付けてほしいなと思っていて、それは中々できないんですけど、高校では例えば地域課題を題材にした課題解決型学習であつたり、探究学習に力を入れたり、キャリア教育に力を入れたりしてきたところ。もう1点はそういう状況でもやっぱりなかなか学びに向かいにくいという子どもがいるのも事実ですので、そういう誰もが安心して自分の力と可能性を最大限発揮できるような状況にしたいなと思っていて、特に不登校の児童生徒に対して、学校での専門的な相談体制の充実であるとか、高校段階での不登校への支援とか、あと、なかなか学校とかいろんな場所に行きにくい子どもたちもいますので、オンラインも活用して対話とか交流の機会を作ってきたところ。不登校の状況にある児童生徒さん、本当にしんどい状況にあると思うし、保護者の方も大変だと思うのですが、そういう機会を設けさせていただいて、本当に今しんどいけれども大丈夫という思いも伝えながら、これからの、そういう取組を教育委員会として続けていければと思っています。

(質) 後任の福永さんにはどのようなことを期待しますか。

(答) 私から期待と言うのもなんですけど、今、県の総合計画の中にも教育行政の施策というの盛り込ませていただいでいますし、7つの挑戦の1つの中にも教育の部分がありますので、そういったこと取組であるとか、来年度は教育ビジョンを作ることになると思いますので、そうした部門でもこれまでの経験も発揮していただいで、取り組んでいただければと思います。

(質) 体罰の撲滅は期待しませんか。

(答) 体罰の根絶というか、学校での教育活動はやっぱり信頼があつてこそですので、信頼確保に向けては教育長が誰であつても、あるいは、誰がそういう役割を担おうと、やっ

ぱりしっかり教育委員会全体として、市町教育委員会と連携して取り組んでいく課題だと思っておりますので、そこについても尽力していただければと思っております。

(質) さっきこの3年間で印象に残ったこととして、オンラインの話をしていただきました。ざっくりとした質問で恐縮なのですが、オンラインのいい面もあったかと思うのですが、多分、指導に不慣れな先生の方が続出したとか、多分いろんな課題もあったのかなと思っております。コロナ禍を経て教育現場に与えた影響というか、こういう課題が残ったというか、何かそんなような何かありますか。

(答) やっぱり、どのように、どんな場面で使うのが効果的かということはしっかり考えていくことなのかなと。当初は、まずは使ってみて教員もそうですけど、生徒の方も使うことによって、時間も場所も越えて学びが提供できる、学べるというところがありますので、その特性と、それから、後でも見られるということもありますので、そのような特性を生かしつつ、今おっしゃっていただいた教職員の指導の仕方もちろん大事になってきますので、これまでも研修したり、そういうICTの支援員も派遣したりしているところですけど、引き続きそうした教員の教え方の改善であったり、それから本当にどういった場面で使うのかということで、使うことが目的化すると駄目だと思っておりますので、そこは大事にしていきたいなと思っております。一方、黒板というか、パソコンだけじゃなくてプロジェクターみたいなものを使っていますので、その部分についてはほとんどの教員が効率的に、私も現場にも行きましたけれども、当初から使えていると思っておりますので、もっとそういうのも改善しながら、効果的なデジタル技術を活用した教育現場にしていければと思っております。

(質) ありがとうございます。

(答) 本当に皆様にご大変お世話になりました。ありがとうございます。

以上、16時47分終了